

変更前	変更後	理由
<p><大会要項></p> <p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選手のエントリーは30名までとし、変更を認めない。 2 外国籍選手は1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで出場できる。 <u>ただし Jリーグに所属するクラブで、アジアサッカー連盟 (AFC) 加盟国の国籍を有する選手については、1名に限り追加で出場できる。</u> 	<p>第13条 本大会のチーム参加申込みは次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 選手のエントリーは30名までとし、変更を認めない。 2 外国籍選手は1チーム5名までエントリーでき、1試合3名まで出場できる。 <u>ただし Jリーグに所属するクラブで、アジアサッカー連盟 (AFC) 加盟国の国籍を有する選手、Jリーグ提携国の国籍を有する選手については、1名に限り追加で出場できる。</u> 	<p>J1、J2における、Jリーグ提携国枠の導入に伴う 外国籍選手枠の改訂する。</p>
<p><懲罰></p> <p>第21条 1 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は<u>次の公式試合1試合の出場を自動的に停止し、そのあと本協会懲罰基準に準拠して大会規律・フェアプレー委員会が最終裁決を下す。</u></p> <p>2 <u>大会期間中に出場停止処分の罰則を受けながら、現実</u>にその処分を受けなかった選手・役員は<u>大会規律・フェアプレー委員会において罰則の適用が決定される。</u></p> <p>第22条 警告による出場停止処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本大会で累積された警告が2回となった選手は、<u>自動的に次戦の試合の出場停止処分を受ける。</u> 2 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は<u>自動的に次の公式試合1試合の出場停止処分を受け</u> 	<p>第21条 1 主審より退場を命じられた選手及び退席を命じられた役員は、<u>本大会次回戦の試合1試合の出場を自動的に停止し、そのあと本協会懲罰基準に準拠して大会規律・フェアプレー委員会が最終裁決を下す。</u></p> <p>2 <u>本大会期間中に大会規律・フェアプレー委員会において、出場停止処分の罰則が決定されながら、本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</u></p> <p>第22条 警告による出場停止処分</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本大会で累積された警告が2回となった選手は、<u>自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分を受ける。</u> 2 同一試合で2回警告による退場を命じられた選手は<u>自動的に本大会次回戦の試合1試合の出場停止処分</u> 	<p>規約・規程「[別紙2] 懲罰基準の運用に関する細則」改正に伴い、懲罰に関する規程を改訂する。</p>

変更前	変更後	理由
<p><u>る。</u></p> <p>3 1項・2項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。</p> <p>4 1項・2項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低2試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>5 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	<p><u>を受ける。本大会の終了、本大会の敗退によって残存した出場停止処分については、順次次の公式戦で適用される。</u></p> <p>3 1項・2項における警告は、試合出場停止により処分されたものとし累積されない。</p> <p>4 1項・2項における処分に該当する行為を重ねて行った場合は最低2試合の出場停止処分を受ける。</p> <p>5 累積された警告での出場停止処分及び警告の累積は、本大会終了時をもって効力を失う。</p>	
<p><チーム旅費・宿泊費></p> <p>第26条 チームの遠征に要する宿泊費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、本協会が下記の基準にて支払う。</p> <p>1 試合前の1泊分として1人当たり10,000円を<u>補助する。</u></p> <p>ただし、チームの最寄駅から競技場最寄駅までの距離が片道100km未満のときを除く。</p> <p>第27条 <u>Jクラブ</u>に限り、旅費・宿泊費の<u>補助</u>として、下記の基準にて本協会が支払う。</p> <p>1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。</p> <p>2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。</p>	<p>第26条 チームの遠征に要する宿泊費は、1回戦は最大22名を限度とし、2回戦以降は最大24名を限度として、本協会が下記の基準にて支払う。</p> <p>1 試合前の1泊分として1人当たり10,000円を<u>負担する。</u></p> <p>ただし、チームの最寄駅から競技場最寄駅までの距離が片道100km未満のときを除く。</p> <p>第27条 <u>J1、J2クラブ</u>に限り、旅費・宿泊費を下記の基準にて本協会が支払う。</p> <p>1 J1クラブ 1試合につき500,000円支払う。</p> <p>2 J2クラブ 1試合につき250,000円支払う。</p>	<p>支払いにおいて本協会負担について明言するために、文言を改正する。</p> <p>J3創設に伴い旅費・宿泊負担の対象を指定し改訂する。</p>
<p><マッチコミッショナーの交通費・宿泊費・手当></p> <p>第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>1 宿泊費</p>	<p>第30条 マッチコミッショナーへは下記基準にて支払う。その他詳細については試合運営要項に記載する。</p> <p>1 宿泊費</p>	<p>日本サッカー協会の旅費宿泊規程に準じ、天皇杯マッチコミッショナーの宿泊費を改正する。</p>

変更前	変更後	理由
<p><u>1回戦は1人当たり10,000円とし、2回戦以降は1人当たり20,000円とする。ただし、自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。</u></p>	<p><u>1回戦は1人当たり10,000円以内とし、2回戦以降は1人当たり20,000円以内とする。ただし、自宅の最寄りの駅から試合開催地までの距離が200km以上のときは前泊を認め、特別の事情があるときは後泊も認める。前泊または後泊した場合の宿泊費及び宿泊日当は、次の通りとする。</u></p> <p><u>(イ) 宿泊費</u></p> <p><u>1回戦 1人1泊10,000円以内で、実際に宿泊に要した費用</u> <u>2回戦以降 1人1泊20,000円以内で、実際に宿泊に要した費用</u></p>	